

# 念 書

今般、末尾記載の場所に建築物 店舗・工場・共同住宅・その他  
( )を建築するにあたり、下記 1 から 10 の事項を遵守することを確約します。

## 記

- 1 この建築物に関する関係法令を遵守し、本念書事項を誠実に履行します。
- 2 雨水排水は雨水排水の機能を十分に発揮できる施設を設置し、定期的に施設の清掃などの維持管理または側溝の清掃を行い、排水に支障のないように努めます。
- 3 し尿・雑排水について  
合併処理浄化槽：排水口における水質は、遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例第 5 条の基準を遵守します。  
団地浄化槽：地域下水道にて処理し、その使用にあたり、遠賀町条例により浄化槽分担金を納入します。  
公共下水道：下水道法及び遠賀町下水道条例などの関係条例及び規則を遵守します。  
農業集落排水：遠賀町条例により農業集落排水分担金を納入します。  
汲み取り：雑排水については雑排水処理槽で処理します。なお、将来計画を変更し新たな汚水を生ずる場合には遠賀町の指導する合併処理浄化槽を設置します。また、公共下水道への接続が可能な時点で、公共下水道へ接続します。  
油水分離槽：敷地から油流出などの問題が生じないよう、油水分離槽を設置し、万全の措置を講じます。

- 4 周囲の環境を害さないように環境の保全に努めます。地元関係区より苦情が出た時は、誠意を持って早急にこれに対応します。
- 5 建築物に出入りする自動車などの交通に対しては、万全の措置を施し、その後の安全対策についても充分留意します。また、前面道路及び周辺道路の道路としての供用を妨げないようにします。
- 6 建築物の建設、営業にあたり騒音・振動などその他の公害が発生しないよう万全の措置を講じます。万一被害を生じた場合には申請者の責任において解決します。
- 7 建築物の建設及び営業行為に起因して第三者に被害を与えた時は、申請者の責任で解決し、その損害を補償します。
- 8 建築物の建設及び営業行為にあたり地元関係区と約束した協議事項について信義に従って誠実に履行し、万一地元関係区より苦情が出た時は、誠意を持って早急にこれに対応します。
- 9 建築物の営業行為を第三者に譲渡したり、計画を変更又は中止しようとする時は、町と事前に協議します。
- 10 この念書の記載事項について疑義を生じ、また新たな問題が生じた時は、申請者と町が協議して解決に努めます。

遠賀町長 古野 修 殿

年 月 日

・建築物の建築場所 遠賀町  
・申請者住所 \_\_\_\_\_  
・申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印